富士見町条例第　号

富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例

富士見町は、雄大な八ヶ岳と南アルプス山系に囲まれた美しい眺望と豊かな自然環境を有した町である。

この恵まれた環境は、町の財産であり、この環境を後世に引き継ぐことが、今後のまちづくりを進める上で重要と考える。

太陽光発電設備は、地球温暖化対策や代替エネルギーの有効な発電設備として、広く普及し、推進が図られており、殊に、富士見町は、全国的にも晴天率が高く、太陽光発電の適地とされている。更に、太陽光発電設備が、一定規模以上の土地を必要とするものであることや、長期的な事業であることから、設置に伴う災害発生の危険性や景観・生活環境への影響に対する不安が高まっている。

このため、太陽光発電設備が、富士見町の景観や自然環境と調和し、適正に設置・維持管理されることが町民の安全で安心な生活の確保と地域との共生を図る上で非常に重要となって来ている。

そのため、太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する必要な事項を定めるため、ここに、本条例を制定する。

　（目的）

第１条　この条例は、町内における太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備の事業区域及び周辺地域における災害の防止並びに良好な景観及び生活環境の保全を図り、もって町民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

　（定義）

第２条　[この条例](http://www1.g-reiki.net/yuki/reiki_honbun/e008RG00000852.html#l000000000)において、[次の各号](http://www1.g-reiki.net/yuki/reiki_honbun/e008RG00000852.html#e000000055)に掲げる用語の意義は、[当該各号](http://www1.g-reiki.net/yuki/reiki_honbun/e008RG00000852.html#e000000055)に定めるところによる。

（１）　太陽光発電設備　太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る鉄柱等を除く。）をいう。

　（２）　設置事業者　太陽光発電設備を設置（増設及び改修を含む。）する者又は太陽光発電設備の設置を目的とする土地の造成を行う者をいう。

　（３）　運営事業者　太陽光発電設備の完成後、発電事業（電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第１４号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う者をいう。

　（４）　特定発電事業　太陽光発電設備及び発電事業の用に供する土地の区域（以下「事業区域」という。）が、次に該当する発電事業（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第２条第１号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電設備を設置するもの（以下「建築物発電事業」という。）を除く。）をいう。

ア　発電出力の合計が１０キロワット以上の太陽光発電設備を設置するもの。ただし、同時期又は近接した時期に、実質的に同一と認められる設置事業者又は運営事業者及び区域において、発電事業が一体的になされるものと町長が認める場合であって、合算した発電出力が１０キロワット以上の場合も含む。

　（５）　周辺住民　事業区域の境界から５０メートル以内の土地又は建物を所有する者をいう。

　（６）　関係区　事業区域の境界から１００メートル以内の区域を含む区・集落組合をいう。

　（事業者の責務）

第３条　設置事業者及び運営事業者（以下「事業者」という。）は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の発生の防止並びに良好な景観及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

２　事業者は、太陽光発電設備を設置し、又は維持管理するときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる基準に従わなければならない。

　（１）　設置に伴う災害発生の防止に関する事項

　（２）　構造の安全性に関する事項

　（３）　事業区域及びその周辺地域における良好な景観及び生活環境の保全に関する事項

　（４）　事業区域内の維持管理の方法及び事業を廃止した後において行う措置に関する事項

　（５）　前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事項

３　事業者は事業を終了したときは、速やかに原状回復の措置を講じなければならない。

４　特定発電事業における維持管理及び事業の廃止の際に要する次の各号に掲げる資金を確保しなければならない。

　（１）　維持管理に要する費用

　（２）　設備を撤去するために必要な費用及びその他の廃止に要する費用

　（土地の所有者等の責務）

第４条　土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、又は良好な景観及び生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

　（禁止される区域）

第５条　太陽光発電設備は、次の各号に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）に設置してはならない。

　（１）　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域

　（２）　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域

　（事前協議）

第６条　事業者は、特定発電事業において、事業区域が３,０００平方メートル以上の場合は、次条の規定による申請の前に、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に協議（以下「事前協議」という。）をしなければならない。

　（特定発電事業の実施に係る許可）

第７条　特定発電事業を行おうとする事業者は、規則で定めるところにより、町長に申請し、その許可を受けなければならない。

　（特定発電事業の説明等）

第８条　事業者は、前条に掲げる申請をする前に、特定発電事業の設置に伴い周辺住民及び関係区に対し、実施しようとする特定発電事業に係る計画（以下「特定発電事業計画」という。）の内容について、説明会又はその他の方法（以下「説明会等」という。）により説明を行わなければならない。

２　事業者は、特定発電事業計画に対して周辺住民及び関係区の理解が得られるよう努めなければならない。

３　関係区は、特定発電事業計画に対して、災害の防止、良好な景観及び生活環境の保全に関する必要な事項について、事業者に合意又は協定（以下「合意等」という。）の締結を求めることができる。

４　事業者は、前項の合意等を関係区から求められたときは、合意等を締結し、速やかに当該書面の写しを町長に提出しなければならない。

５　事業者は、事業区域の雨水等の排水を河川（河川法（昭和３９年法律第１６７号）第３条第１項若しくは第１００条第１項に規定するもの又は富士見町公共物管理条例（昭和６２年富士見町条例第２号）第２条第１号に規定するものをいう。）に放流する場合は、下流の区・集落組合から意見を聴取し、必要に応じ、治水、利水に関する措置を講じなければならない。

６　事業者は、第１項の規定により説明会等を行ったときは、規則で定めるところにより町長に経過を報告しなければならない。

７　事業者は、第５項の規定により下流の区・集落組合から意見を聴取した場合は、規則で定めるところにより、その内容と対応策を報告しなければならない。

８　事業者は、町長が必要と認める場合において、特定発電事業計画に対して、町長と協定を締結しなければならない。

　（特定発電事業の許可の基準等）

第９条　町長は、第７条の許可に係る申請があった場合において、特定発電事業計画の内容が、第３条第２項に規定する設備基準に適合し、かつ、前条の規定が遵守されたと認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

２　町長は、第７条の許可の申請に対して、事業区域が２,０００平方メートル以上の場合は、あらかじめ、富士見町環境保全条例（昭和６３年富士見町条例第２号。以下「環境保全条例」という。）第６条に規定する富士見町環境保全審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その意見を聴かなければならない。

３　町長は、第１項の許可に、災害の防止並びに良好な景観及び生活環境の保全のために必要な条件を付すことができる。

４　町長は、第７条の許可の申請に対して、許可の決定又は許可をしない決定をしたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

　（特定発電事業計画の変更の許可等）

第１０条　第７条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る特定発電事業計画を変更しようとするときは、当該変更に伴い生じる工事に着手する前に、規則で定めるところにより、町長の許可を受けなければならない。ただし、規則に定める軽微な変更については、この限りでない。

　（特定発電事業の工事着手の届出）

第１１条　許可事業者は、特定発電事業に係る設置工事に着手するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ町長に届け出なければならない。

　（特定発電事業の工事完了の届出）

第１２条　許可事業者は、特定発電事業に係る設置工事が完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して２０日以内に、町長に届け出なければならない。

　（特定発電事業の工事完了に係る検査）

第１３条　許可事業者は、前条の規定による届出後、規則で定めるところにより、特定発電事業計画の内容に適合しているかどうかについて、遅滞なく、町長の検査を受けなければならない。

２　町長は、前項の検査の結果、特定発電事業計画の内容に適合していると認めたときは、規則で定めるところにより、その旨を許可事業者に通知するものとする。

３　許可事業者は、前項の通知を受ける前に許可に係る特定発電事業の施設を稼働させて、電気を供給してはならない。

（許可の取消し）

第１４条　町長は許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第７条及び第１０条の許可を取り消すことができる。

　（１）　虚偽その他不正な手段により、第７条又は第１０条の許可を受けたとき。

　（２）　第９条第３項又は第１０条の許可に付した条件に違反したとき。

　（３）　第７条又は第１０条の許可に係る特定発電事業計画に従わないで特定発電事業を実

　　施したとき。

　（４）　前条第１項の検査を受けないで、又は同条第２項の通知を受けないで許可に係る特

定発電事業を開始し、電気事業者その他の者に電気を供給したとき。

　（特定発電事業の定期報告）

第１５条　許可事業者は、特定発電事業の設置が完了した後は、毎年、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、町長に報告しなければならない。

　（１）　前年の特定発電事業に係る維持管理の状況

　（２）　特定発電事業を廃止した後の措置の方法

　（３）　第３条第４項各号に掲げる費用の確保の状況

（事業の承継）

第１６条　許可事業者から相続、売買、合併又は分割によりその事業を承継した者は、規則で定めるところにより、承継した日から起算して２０日以内に町長へ届け出なければならない。

　２　前項の事業を承継した者は、第８条第４項による合意等及び第９条第３項により付された必要な条件についても承継するものとする。

　（異常発生時等の対応）

第１７条　許可事業者は、明らかに事業区域内が起因し、周辺環境へ被害が発生した場合又は異常が生じた場合は、速やかに現地を確認し、早急に対処するとともに、速やかに町長に報告するとともに、周辺住民及び関係区に周知しなければならない。ただし、軽微な被害又は異常の場合は、この限りでない。

　（発電終了後の適正処分）

第１８条　許可事業者は、発電を終了したとき（第１４条の規定による取消しを含む。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）等に基づき、太陽光発電設備をその場所に放置することなく、速やかに撤去し、自らの責任において適正な処分を行わなければならない。

　（廃止に係る届出）

第１９条　許可事業者又は届出事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の３０日前までに、規則に定めるところにより、町長に届け出なければならない。

　（報告の徴収及び立入調査）

第２０条　町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

２　前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

　（指導及び助言）

第２１条　町長は、第１条の目的達成のため必要があると認めるときは、事業者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

　（勧告）

第２２条　町長は、許可事業者が、特定発電事業計画に従って事業を実施していないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

　（公表）

第２３条　町長は、前条に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称を公表することができる。

　（国又は県への報告）

第２４条　町長は、前条の公表後、公表内容及び公表の事実を国又は県へ報告することができる。

　（委任）

第２５条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

　　　附　則

　（施行期日）

第１条　この条例は、令和元年１０月１日から施行する。

　（適用）

第２条　この条例の規定は、この条例に施行の日以後に着手する太陽光発電設備について、適用する。